一般社団法人 Sen_労働保険事務組合_
サービス利用規約

一般社団法人 Sen

版　数	第 2 版
最終改定日	2026 年 8 月 8 日
施行日	2026 年 8 月 1 日

目　次

第１章　総　則……1
　第１条　目　的……1
　第２条　定　義……1
　第３条　規約の適用……1
第２章　入会及び退会……1
　第４条　入　会……1
　第５条　利用期間……1
　第６条　退　会……1
第３章　費用……1
　第７条　費用の構成……1
　第８条　納入方法……2
　第９条　納入後の変更不可……2
　第１０条　延滞の場合の措置……2
第４章　利用者の義務……2
　第１１条　届出義務……2
　第１２条　書類の整備・保管……2
　第１３条　届出内容の正確性……2
第５章　本事務組合の義務……3
　第１４条　善管注意義務……3
　第１５条　届出の履行……3
　第１６条　通知義務……3
第６章　免責及び損害賠償……3
　第１７条　免　責……3
　第１８条　損害賠償の制限……3
第７章　雑　則……3
　第１９条　個人情報の取扱い……3
　第２０条　規約の変更……3
　第２１条　協　議……4
　第２２条　管轄裁判所……4
附　則……4

一般社団法人 Sen_労働保険事務組合_サービス利用規約

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本規約は、一般社団法人 Sen（以下「本法人」という。）が運営する Sen 労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）が提供するサービスの利用条件を定める。本事務組合の組織運営は Sen 会則に、労働保険事務処理の方法及び責任は事務処理規約に定める。

（定　義）

第２条　本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「利用者」とは、本規約に同意の上、本事務組合のサービスを利用する会員をいう。

（２）「サービス」とは、本事務組合が提供する労働保険事務処理の代行その他本事務組合が提供する一切の業務をいう。

（規約の適用）

第３条　本規約は、本事務組合と利用者との間のサービスの利用に関する一切の関係に適用する。

２　本事務組合が別途定める細則、案内等は、本規約の一部を構成する。

第２章　入会及び退会

（入　会）

第４条　本事務組合のサービスを利用しようとする者は、Sen 会則に基づく入会手続を行い、本規約及び事務処理規約に同意の上、所定の申込書類を提出しなければならない。

（利用期間）

第５条　サービスの利用期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年間とし、利用者からの退会の意思表示がない場合は自動更新するものとする。

（退　会）

第６条　利用者が退会を希望するときは、Sen 会則第９条の定めに従い退会届を提出するものとする。退会に伴う労働保険事務の委託解除については、事務処理規約第４条の定めによる。

第３章　費用

（費用の構成）

第７条　利用者が本事務組合に対して納入する費用は、以下のとおりとし、その額は別表第１に定める。

（１）会費　―― Sen 会則に基づく団体運営費

（２）事務手数料　―― 労働保険事務処理の対価

（３）収納事務手数料　―― 費用の請求、収納、入金照合及び領収管理その他これらに

付随する事務の対価

（４）労働保険料　―― 法定のとおり

２　会費、事務手数料及び収納事務手数料の額（別表第１）は、本規約の一部を構成する。その変更は第２０条の定めによるものとし、別途総会の承認を要しない。

（納入方法）

第８条　費用の納入方法は、本事務組合が別途指定する方法によるものとする。

２　利用者は、本事務組合が定める期日までに費用を納入しなければならない。

３　利用者は、決済方法の種類を問わず、収納が完了した決済１回につき、別表第１に定める収納事務手数料を納入しなければならない。

４　収納事務手数料は、特定の決済方法の利用又は選択に対して課すものではない。本事務組合は、労働保険料、会費、事務手数料及び収納事務手数料を、請求書その他の明細上区分して表示するものとする。

（納入後の変更不可）

第９条　会費、事務手数料、収納事務手数料及び労働保険料の納入後は、利用者の都合による申込内容の変更はできないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本事務組合が相当と認める事由により返金を行う場合、本事務組合は、納入額から次に掲げる費用を控除した額を返金することができる。

（１）返金処理に伴い決済プラットフォーム等から徴収される決済手数料及び振込手数料等の実費

（２）本事務組合が別途定める返金事務手数料：1,000 円（税別）

３　次の各号に該当する場合は、返金を行わないものとする。

（１）サービスの提供が既に完了している場合

（２）利用者の責に帰すべき事由により届出の撤回又は変更が生じた場合

（３）その他、本規約の趣旨、サービスの提供状況及び利用者の責に帰すべき事由の有無等を総合的に勘案し、返金が相当でないと本事務組合が合理的に判断した場合

（延滞の場合の措置）

第１０条　利用者が費用の納入を怠った場合、本事務組合は相当の期間を定めて催告を行い、なお納入がないときは、事務処理規約第４条に基づき委託を解除することができる。

第４章　利用者の義務

（届出義務）

第１１条　利用者は、労働保険に関する届出事由が発生したときは、事務処理規約に定める期日までに必要書類を本事務組合に提出しなければならない。

２　利用者は、その事業の内容、使用する労働者数、賃金その他労働保険に関する事項に変更が生じたときは、速やかに本事務組合に届け出なければならない。

（書類の整備・保管）

第１２条　利用者は、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿その他法令に基づき必要とされる書類を整備・保管し、本事務組合から求めがあった場合には速やかに提出しなければならない。

（届出内容の正確性）

第１３条　利用者は、本事務組合に対して届け出る内容が正確であることを保証する。虚偽又は不正確な届出により生じた損害については、利用者が一切の責任を負う。

第５章　本事務組合の義務

（善管注意義務）
第１４条　本事務組合は、善良なる管理者の注意をもって労働保険事務を処理するものとする。

（届出の履行）
第１５条　本事務組合は、利用者から届出書類の提出を受けたときは、事務処理規約に定めるところに従い、速やかに所轄の行政機関に届け出るものとする。

（通知義務）
第１６条　本事務組合は、行政機関から利用者に係る通知、決定その他の処分を受けたときは、速やかにその内容を当該利用者に通知するものとする。

第６章　免責及び損害賠償

（免　責）
第１７条　本事務組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、これにより利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。
（１）利用者が届出義務又は書類提出義務を怠ったことに起因する場合
（２）利用者が提出した書類の記載内容に誤りがあった場合
（３）行政機関の判断、処分又は法令の改正に起因する場合
（４）天災、通信障害その他本事務組合の責に帰することのできない事由による場合

（損害賠償の制限）
第１８条　本事務組合が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、当該利用者が直近１年間に本事務組合に納入した会費及び事務手数料の合計額を上限とする。

第７章　雑　則

（個人情報の取扱い）
第１９条　本事務組合は、利用者から取得した個人情報（個人番号を含む。）を、労働保険事務の処理及びこれに付随する業務の目的に限り使用し、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しないものとする。

（規約の変更）
第２０条　本事務組合は、理事会の決議により本規約（別表第１を含む。）を変更することができる。変更後の規約は、本事務組合が利用者に通知した時点から効力を生じるものとする。
２　別表第１に定める会費、事務手数料及び収納事務手数料の額の変更については、Sen会則の規定にかかわらず、前項の手続のみにより行うものとし、別途総会の議決を要しない。

（協　議）
第２１条　本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、本事務組合と利用者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

（管轄裁判所）
第２２条　本規約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附　則

本規約は、令和８年４月１日から施行する。

2.（事業譲渡に伴う地位の承継）本事務組合は、任意団体 Sen（以下「旧運営団体」という。）が令和 8 年 3 月 31 日まで運営していた Sen 労働保険事務組合の事業を、令和 8 年 4 月 1 日付で事業譲渡により一般社団法人 Sen が承継したものである。本規約施行日前に旧運営団体との間で Sen 労働保険事務組合のサービス利用に関する契約関係にあった利用者については、本規約施行日をもって、本事務組合との間で本規約に基づくサービス利用契約を締結したものとみなす。

3.（会費及び事務手数料に関する経過措置）別表第 1 の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間（以下「経過措置期間」という。）に本事務組合が提供するサービスに係る会費及び事務手数料については、新規入会者を含め、旧運営団体が令和 8 年 3 月 31 日時点において適用していた額を適用する。ただし、口座振替以外の場合は収納事務手数料については 2026 年 8 月 1 日より適用する。

4.（経過措置期間終了後の取扱い）経過措置期間終了後の令和 9 年 4 月 1 日以降は、別表第 1 に定める会費及び事務手数料を適用する。本事務組合は、新料金の適用に先立ち、相当の期間をもって利用者に対しその内容を通知するものとする。

本規約は令和８年８月１日より改定する。

別表第 1（第 7 条関係）

会費及び各種事務手数料

項目	金額（税別）	備考
会費	3,000 円	月額
労働保険年度更新申告（一元適用）	30,000 円	1 件あたり
労働保険年度更新申告（二元適用・1番号）	15,000 円	1 件あたり
雇用保険資格取得届	2,500 円	1 件あたり
雇用保険資格喪失届	2,500 円	1 件あたり
雇用保険資格喪失届(離職票あり)	5,000 円	1 件あたり
収納事務手数料	2,000 円	1 件あたり

（注１）会費は団体運営費として Sen 会則第８条に基づき徴収する。
（注２）事務手数料は Sen 労働保険事務組合事務処理規約第１５条に基づき徴収する。
（注３）収納事務手数料は、決済方法の種類を問わず、収納が完了した決済１回につき徴収する。
（注４）労働保険料は法定のとおりとする。
（注５）本表の改定は、本規約第２０条に定める手続によるものとする。